

福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用について(農業・畜産)

令和5年6月1日

環境保全農業課

(認定の単位)

- 1 実施計画の認定は、人(法人)単位で行い、原則、作物、作型毎とする。また、団体申請については、原則、同一の作物、作型とする。

(申請者)

- 2 実施計画申請者が家族経営等により部門別に経営している場合、家族内の別の者が別部門の申請をすることができる。

(申請団体の基準)

- 3 農業者が主たる構成員であり、かつ、次の3項目のいずれかを満たすものとする。
 - (1) 農業協同組合等の生産部会等
 - (2) 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。ただし、戸数3戸以上とする。
 - (3) その他知事が適当と認める団体。

(申請先)

- 4 実施計画に係る申請または届け出の提出先は、申請者住所の市町村を管内とする農林事務所長とする。
- 5 団体申請においては、その構成員の住所は、提出する農林事務所の管内の市町村であること。

(認定基準)

- 6 別に定める実施計画認定要領認定基準の中から、次の取組1から3のいずれか1つ以上に取組むこと。

取組1：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

取組2：温室効果ガスの排出量を削減する取組

取組3：その他農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

- 7 実施計画認定要領認定基準について、以下のことを補足する。

- (1) 「1 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動」のうち「(3)「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式の導入」に取組む場合において、基準(使用の目安)の化学肥料施肥窒素量は、申請者の圃場の収量レベルや土壌条件等が特殊な場合(多収栽培、砂質土壌条件等)であっても考慮しないこととする。

- (2) 水稻で「1 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動」のうち「(3)「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式の導入」に取り組む場合において、地域、作型、品種区分が導入指針に当てはまらない場合、所長が化学肥料施肥窒素量等の基準（使用の目安）を定めることができる。その際、化学肥料施肥窒素量の目安は地域より品種を優先し、化学農薬使用回数の目安は品種より地域を優先し判断することとする。
- (3) 面積要件について、設定のある取組について、「経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組むこと」が認められる場合、面積要件以下であっても認定を認めることができる。

(認定の取り扱い)

- 8 実施計画認定者として機械や施設（以下機械等）を導入する際の税制優遇等のメリット措置を享受しようとする場合、導入予定の機械等が認定を受けていない作物で使用するものである場合は、当該作物での認定を改めて申請し、認定を受けるものとする。

(導入指針に基づく認定について（エコファーマー名称使用の認定）)

- 9 導入指針に基づく認定について、申請者または団体が実施計画申請時にエコファーマーの名称を使用すること（以下、名称使用）を希望し、かつ、実施計画での環境負荷低減事業活動（以下取組）の内容が「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」での持続性の高い農業生産方式の内容（以下エコファーマー基準）と合致することが認められる場合、名称使用を認定する。団体申請の場合、団体で名称使用を希望し、団体としての取組の内容を導入指針に基づいたエコファーマー基準とする。団体として名称使用を希望しない場合においても、団体認定後に名称使用する構成員が改めて変更申請を行い、名称使用を希望する構成員の個人の取組内容がエコファーマー基準であることが認められれば、その構成員のみ名称使用を認めることができる。

なお、有機栽培、特別栽培を取組内容とした場合においても、名称使用の認定を受けることができる。ただし、特別栽培においては減化学肥料、減化学農薬だけでなく、エコファーマー基準での有機質資材の施用についても取り組むことを記載した計画を作成すること。

(認定番号)

- 10 認定番号は次のようにする。

農林（or 普及）コード（2桁）＋西暦年度（2桁）＋件目（2桁）＋番号（3桁）。

個人申請の時は「000」（＋枝番（2桁。新規の時はなし。再認定一回目は「01」、再認定二回目は「02」））

例 1) 県北農林、令和 5 年（2023 年）、3 件目、個人申請、再認定一回目 → 01-23-03-000-01

例 2) 会津農林、令和 6 年（2024 年）、8 件目、団体申請、25 番、新規 → 08-24-08-025

※「件目」は個人申請、団体申請に関わらず、当該年度での通番。

- 11 計画変更の認定において、認定証の新たな交付は行わず、認定番号は変更前の番号と同一とする。再認定（更新）の際は新たな認定番号となる。

（認定証）

- 12 エコファーマーの名称使用の認定は認定証ではなく、認定証送付文にその旨を記載する。

（認定期間）

- 13 認定期間について、5年間を目途に定め、原則として認定を受けた年度を導入計画の初年目とする、ただし、当該年度の収穫が終了している場合は、その翌年度を初年目とする。年度をまたぐ作型では5作分とする。終期は、通常目標5年目の3月末とする。また、計画内容を変更した場合、認定期間は変わらない。

（再認定（更新））

- 14 実施計画の更新時の認定において、現計画での環境負荷低減事業活動の内容（以下取組）について、認定期間内の現状および目標に対する実施状況を評価（評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた C：ほとんど実施していない）した上で、新たな計画を作成することとする。現計画と同一の取組を実施するにあたっては、現計画より更なる向上を目指すことは求めない。

（報告）

- 15 報告の徴収については以下による。

（1）報告の徴収は、原則として、計画の更新のために認定最終年度内に求める。報告の期限は、原則として、水稻は12月末日、その他の作物は作後（収穫・調整終了後）1か月以内とするが、認定状況、認定作物に応じて所長が期限を定めることができる。

（2）実施状況の報告については、別記様式第13号または第14号に記載する内容を把握することができる様式で代替することができる。

（取消）

- 16 所長は、計画達成のための助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて計画の変更について指導を行うものとする。その後、実施計画の達成が明らかに見込めない場合は適切に認定の取り消しを行うものとする。なお、認定者が死亡した場合は、その時点で認定は無効とする。

（その他）

- 17 土壌診断について、農林事務所は可能な範囲で支援を行う。分析項目はpH(H₂O)、EC（電気伝導度）を必須とし、生産者からの聞き取りや土壌図等により土性（粘質、

壤質、または砂質)、黒ボク土（非黒ボク土または黒ボク土）の判定を行う。複数の圃場がある場合、圃場ごとの土壌診断が望ましいが、土壌の種類や肥培管理が同じであれば、診断実施ほ場を減らす、代表ほ場のみの診断とするなどの対応も可能とする。

附 則

この運用は、令和5年6月1日から施行する。